原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条　次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）　別表第一

二　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令（平成二十一年文部科学省令第十四号）　別表第二

三　原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）　別表第三

四　原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第三号）　別表第四

第二条　前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条本文に掲げる規定の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。

別表第一　登録認証機関等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
目次 第十章　登録放射線取扱主任者定期講習機関（第百十一条―第百二十一条） 第十一章　登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関（第百二十二条―第百三十二条） 第十二章　雑則（第百三十三条）	目次 第十章　登録定期講習機関（第百十一条―第百二十一条） 第十一章　雑則（第百二十二条）
第一章　総則 （定義） **第一条**　この規則において使用する用語は、放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「法」という。）及び放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。	**第一章**　総則 （定義） **第一条**　この規則において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「法」という。）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。
第二章　登録認証機関 （帳簿の記載等） **第十三条**　法第四十一条の十三の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。 ［一～七　略］ 八　認証番号及び設計認証等を行った年月日 九　［略］ 2　［略］	**第二章**　登録認証機関 （帳簿の記載等） **第十三条**　［同上］ ［一～七　同上］ 八　認証番号及び設計認証等をした年月日 九　［同上］ 2　［同上］
第五章　登録運搬物確認機関 （登録の申請） **第四十四条**　法第四十一条の二十一の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。 一　申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類 ［イ～ハ　略］ ニ　法第四十一条の二十一の二第三号イからハまでのいずれにも該当しないことを説明した書類 ホ　［略］	**第五章**　登録運搬物確認機関 （登録の申請） **第四十四条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　法第四十一条の二十二において準用する法第四十一条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことを説明した書類 ホ　［同上］